

我孫子市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 略 （登録）</p> <p><u>第7条 プラザの施設及び附属備品</u> （以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、<u>あらかじめ市長の登録を受けなければならない。</u> （使用の許可）</p> <p><u>第8条 施設等</u>を使用しようとする者は、<u>規則で定めるところにより、</u>市長の許可を受けなければならない。使用の許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略 （使用の許可の取消し等）</p> <p><u>第10条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 （1）<u>第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が</u></p>	<p>第6条 略 （使用の許可）</p> <p><u>第7条 プラザの施設及び附属備品</u> （以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、<u>あらかじめ</u>市長の許可を受けなければならない。使用の許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 略 （使用許可の取消し等）</p> <p><u>第9条</u> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p>

この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の目的又は使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が前条第1号から第3号までのいずれかに該当することとなったとき。

(4) 略

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の中止により使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 及び 3 略

4 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第12条 略

第13条 略

第14条 略

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は第10条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない

(2) 使用の目的又は使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前条第1号から第3号までに規定する使用の制限の事由のが発生したとき。

(4) 略

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の中止により使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 及び 3 略

4 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第11条 略

第12条 略

第13条 略

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了し、又は第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない

い。

2 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

( プラザの管理を指定管理者に行わせる場合の読替え )

第19条 前条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条から第10条まで及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

( 利用料金 )

第20条 指定管理者が管理する場合の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 第11条及び第12条の規定は、利用料金について準用する。この場合に

い。

2 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略

( プラザの管理を指定管理者に行わせる場合の読替え )

第18条 前条の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長が必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条から第9条まで及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

( 利用料金 )

第19条 指定管理者が管理する場合の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、第10条第1項及び第11条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、第10条に規定する使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金を減免することが

において、第11条第1項中「別表に定める使用料」とあり、並びに同条第2項及び第3項並びに第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条第4項中「市長は、必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準により、利用料金」と読み替えるものとする。

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

第25条 略

別表（第11条、第20条関係）  
表 略

できる。

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

別表（第10条関係）  
表 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。